

森村豊明会奨励賞表彰規程

平成20年 6月20日制定

平成21年11月20日改正

平成22年11月19日改正

平成26年11月21日改正

平成28年11月 1日改正

(目的)

第1条 学校法人北里研究所（以下「北里研究所」という。）は、本学における感染症を始めとする各種重要疾患の原因・予防・治療法に関する優れた研究であり発展性の期待される研究業績に対する学術賞として森村豊明会奨励賞（以下「森村賞」という。）を設け、この規程において必要な事項を定める。

(受賞資格)

第2条 森村賞の受賞資格は、次の各号に定める者とする。

- (1) 北里研究所に所属する者
- (2) 北里研究所の大学、大学院、併設校を卒業、修了した者

(表彰対象)

第3条 森村賞の表彰対象は、感染症を始めとする各種重要疾患の原因・予防・治療法に関する優れた研究であり発展性の期待される研究業績を有する45歳までの個人とする。

(応募方法)

第4条 森村賞の応募は、募集要領に定めるところにより所定の推薦書及び必要書類等を添付して、学長に提出する。

(受賞者の人数)

第5条 森村賞の授賞は、毎年度2名以内とする。

(本賞及び副賞)

第6条 森村賞の本賞は、賞状とし、副賞は、賞金50万円とする。

- 2 副賞の資金は、公益財団法人森村豊明会からの寄付金を財源とする。

(選考委員会)

第7条 受賞者の選考及び審査をするため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、応募者の研究領域を踏まえ、次の各号に掲げる委員5人から7人により構成する。

- (1) 学長が指名した者 1人
- (2) 研究科から選出された者 若干名
- (3) 学識経験者 若干名

3 委員長は、前項第1号の委員とする。

4 委員は、学部長会の議を経て、学長が委嘱する。

5 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

6 受賞者の選考については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(受賞者の決定)

第8条 受賞者は、選考委員会の選考等の結果に基づき、学部長会の議を経て、学長が決定する。

(事務)

第9条 この規程に係わる事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(この規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部長会及び常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。